

## 宮城県飼料用米利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、飼料用米の地域内利用を推進するため、第2の事業実施主体が行う飼料用米利用促進事業の実施に必要となる地域内の需要拡大に向けたマッチング活動等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県飼料用米利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象となる事業内容及び補助率)

第2 宮城県飼料用米利用促進事業費補助金の交付対象となる事業実施主体、事業内容及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 経費の配分及び負担区分
- (3) 収支予算書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 納税証明書(全ての県税)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 事業実施主体は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の補助金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

3 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第5 規則第5条の規定による付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別紙様式第5号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更に掲げる以外の変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別紙様式第6号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事前着手)

第6 補助対象となる事業への着手は、補助金の交付決定の通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に着手する必要があると認められる場合は、この限りでない。この場合においては、事業実施主体は次の条件を了承の上、別紙様式第7号により知事に届け出るものとする。

- (1) 交付決定を受けた補助金額が、交付申請書または交付申請予定額に達しない場合においても異議のないこと。
- (2) 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (3) 事前着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別紙様式第8号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

第8 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書及び出来高設計書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、規則

第15条の規定により概算払により交付することがあり、概算払請求書の様式は別紙様式第9号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第4第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、第7の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号により速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けてその金額を返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第11 この要綱により知事へ提出する書類の提出部数は各2部とし、所管(事業実施主体の所在地)の地方振興事務所(地域事務所)長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第2関係）

宮城県飼料用米利用促進事業補助金の交付対象となる事業内容及び補助率等

事業実施主体	事業内容	補助率	重要な変更	
<p>次に掲げる者のうち、本事業の執行に必要な者で構成する協議会</p> <p>1 <u>飼料用米の生産者，生産者団体，供給者</u></p> <p>2 <u>畜産業・水産業等の飼料用米利用者</u></p> <p>3 <u>市町村</u></p> <p>4 <u>その他本事業の執行に必要な者</u></p>	<p>飼料用米の地域内流通の拡大に向けて、マッチング活動として給与実証を行う場合、また、畜産物及び水産物の販路拡大に向けて商品化等に必要な経費を助成する。</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、千円未満は切り捨てとする。</p>	<p>事業実施主体毎に事業費の30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業細目の新設又は廃止</p> <p>3 <u>事業量の20%を超える変更</u></p>